

田原市環境保全推進事業補助金交付要綱
(公害防除施設等整備事業)

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内で中小企業者等が行う公害防除施設等の整備事業に対して補助金を交付することにより、公害の防止を促進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に工場等を建設し事業を営もうとする者又は工場等を有し事業を営んでいる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社及び常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人であって、工業、鉱業、運送業、畜産農業その他の業種（次号及び第3号に掲げる業種を除く。）に属する事業を営むもの
- (2) 資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が50人以下の会社若しくは個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を営むもの
- (3) 資本の額又は出資の総額が3,000万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人であって、卸売業に属するもの
- (4) 法人格を有する中小企業団体その他の団体で市長が認めたもの

2 この補助金の交付を受けることのできる施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な別表に定める施設の設置又は改善
- (2) 公害を防止することが困難なため、工場等を移動し移転先（市内に限る。）で公害を防止するのに必要な施設
- (3) 公害を防止する施設等の管理に必要な測定機器類
- (4) その他市長が認めた施設

(補助対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 市の補助制度を不正に利用したことがある者
- (2) 同一年度において既にこの補助制度を利用した者
- (3) 補助対象施設等の整備に当たり、他の補助制度から補助金等を受け、又は受けようとしている者
- (4) 第6条に規定する補助金の交付の決定前に、当該計画の工事に着手した者（ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
- (5) その他市長が不相当と認めた者

(補助金の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、補助対象施設等の設置に必要と認められた額に100分の15を乗じて得た額の範囲内とし、その額が200万円を超える場合は、200万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金を受けようとする者は、工事施工前に公害防除施設等整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金を受けようとする者が個人の場合は、第4号の書類の提出を要しない。

- (1) 公害防除施設等整備計画書(第2号様式)
- (2) 防除施設の具体的な内容を記載した書類
- (3) 事業経費見積書、カタログ、位置図及び配置図
- (4) 資本金の額又は出資金のわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は、補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項により補助金交付の決定をしたときは、当該申請者に補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。この場合、補助金の交付の目的を達成するために条件を付することができる。

(変更申請等)

第7条 この補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、公害防除施設等整備事業補助金変更等承認申請書(第4号様式)に関係書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業費を変更するとき。(ただし、20パーセント以内の増減変更を除く。)
- (2) 補助対象施設等の設置を中止し、又は取り止めるとき。
- (3) 事業が予定期間内に完了しないとき。

(変更決定の通知)

第8条 市長は、前条に規定する補助金変更等承認申請書を受理したときは、第6条の例により補助金変更等承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、事業完了後、公害防除施設等整備事業実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る工程写真
- (2) 補助金に係る経費の請求書及び請求内訳書の写し又は領収書の写し
- (3) 特定施設に係る各種届出書の写し。ただし、特定施設に係る届出がない場合は、この限りでない。
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者に補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計と補助金の交付決定額を比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者の補助金請求書（第8号様式）の提出により、補助金の交付をするものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 市長の承認を受けずに、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(返還金の利息)

第13条 前条の規定により補助金の返還を命じられた者は、納付期日から返還日までの日数に応じ、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）第13条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

(施設の管理義務)

第14条 補助金の交付を受け公害防除施設等の整備をした者は、この要綱の目的に沿い、当該施設を有効に使用し、かつ、施設の機能を維持するために必要な措置を講じなければならない。

(調査及び資料の提出)

第15条 市長は、この要綱による補助事業が適切かつ円滑に行われるため、申請者から必要な資料の提出を求め、又は関係工場等に立ち入り、実情を調査することができる。

(その他)

第16条 これら要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月30日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条、第13条、第14条及び第15条に基づく手続については、この要綱の失効後も効力を有する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象施設		
種類	対象	施設の内容
水質汚濁防止関係	全ての工場 又は事業場	(1) 沈殿浮上等による処理施設 (2) 中和又は酸化還元による処理施設 (3) 微生物等を利用した処理施設 (4) これら施設の付属施設 (5) その他市長が適当と認めた施設
畜産環境汚染防止関係	畜産関係 事業場	農地還元を目的とした処理施設（家畜の糞尿等） (1) 乾燥脱水等による処理施設 (2) 微生物を利用した処理施設 (3) これら施設の付属施設 (4) その他市長が適当と認めた施設
悪臭防止関係	全ての工場 又は事業場	(1) 洗浄、吸収、吸着等による処理施設 (2) 酸化還元、電気捕集等による処理施設 (3) 微生物を利用した処理施設 (4) 密閉の方法で防止するもの (5) これら施設の付属施設